

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（ため池等整備事業）下池地区）を行うことについて平成21年3月27日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市都市産業部土地改良課において平成21年4月14日から同年5月4日まで縦覧に供する。

平成21年4月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀